

高等学校等通学費補助制度のお知らせ（令和6年度）

（令和6年度 新高校1年生）

～南幌町教育委員会～

「高等学校等通学費補助制度」は、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部に通学する生徒の保護者で、南幌町に在住の方に対し、通学費の一部を補助する制度です。

<対象者>

- ・高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部に通学する生徒の保護者で、南幌町に在住の方
- ・町税等の滞納がない方

※通学方法によらず一定額の補助となり、生徒が町外の下宿や寮などに居住している場合や、車による送迎、自転車通学など通学定期を購入していない方も対象となります。

<補助額>

入学より3年間、通学先の学校により一定の額を補助します（下記参照）。

ただし、長期休業（夏期：8月、冬期：1月）は除き、年間10ヶ月分を上限とします。

◆補助金額（1ヶ月あたり） ※令和6年度より補助金額を見直しています

※令和6年度 高校2年生、3年生と金額が異なる区分があります

市町村	学校名	補助金(※①区分)	補助金(※②区分)
南幌町	南幌養護(高等部)	3,700円	5,000円
長沼町	長沼	3,600円	3,600円
栗山町	栗山	6,000円	6,000円
江別市	江別	8,800円	9,400円
	野幌	10,000円	10,000円
	とわの森三愛	10,000円	9,100円
	大麻	10,000円	9,200円
	立命館慶祥	10,000円	10,000円
北広島市	北広島	7,500円	4,100円
	北広島西	9,700円	6,800円
	札幌日本大学	10,000円	7,100円
	白樺高等養護	10,000円	9,700円
	札幌養護共栄分校(高等部)	7,500円	4,100円
岩見沢市	岩見沢市内全て	10,000円	10,000円
恵庭市	恵庭市内全て	10,000円	7,900円
千歳市	千歳市内全て	10,000円	9,000円
札幌市	札幌東商業	10,000円	7,800円
	上記以外	10,000円	10,000円
上記以外		10,000円	10,000円

※①区分：②区分以外

※②区分：8区（12号より西側）、10区、11区、12区、稲穂町内会

【南幌養護通学者は区分が異なります。】

市街地区は対象外、②区分を「11区、12区、稲穂町内会」、その他を①区分とします。

<申請に必要な書類>

下記の書類を教育委員会まで提出して下さい（郵送可）。

1. 高等学校等通学費補助申請書
2. 納税確認同意書
3. 「学生証の写し」または「在学証明書」

※在学証明書の場合、申請日から1ヶ月以内に発行されたもののみ有効です。

1・2の用紙は町ホームページからダウンロード出来るほか、教育委員会窓口にも設置しています。

（HPアドレス <https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/teach/students/>）



<申請・支給時期（令和5年度）>

	対象月	申請期限	支給時期
第1回	4月・5月・6月	令和6年 5月31日（金）	令和6年 6月末
第2回	7月・9月	令和6年 8月30日（金）	令和6年 9月末
第3回	10月・11月・12月	令和6年 11月29日（金）	令和6年 12月末
第4回	2月・3月	令和7年 2月28日（金）	令和7年 3月末

【申請例】

	第1回			第2回			第3回			第4回		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4回支給	申請		支給 (1回分)	申請		支給 (1回分)	申請		支給 (1回分)	申請		支給 (1回分)
2回支給				申請		支給 (2回分)				申請		支給 (2回分)
1回支給										申請		支給 (4回分)

※第1回で申請せず、第2回の申請で第1回と併せて支給を受けることも可能です。

【南幌町ふるさと応援寄附金活用事業】

高等学校等通学費補助事業には南幌町を応援されている皆さんの寄附金が活用されています。

申請・お問合せ

〒069-0237 南幌町栄町3丁目3番1号

南幌町教育委員会 生涯学習課学校教育係

(011-378-6620)